

(表 面)

<p style="text-align: center;">健康保険法(抄)</p> <p>(保険医療機関又は保険薬局の報告等)</p> <p>第七十八条 厚生労働大臣は、療養の給付に関して必要があると認めるときは、保険医療機関若しくは保険薬局若しくは保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であった者(以下この項において「開設者であった者等」という。)に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者(開設者であった者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関若しくは保険薬局について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第二十七条第二項及び第七十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、第二十七条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。</p>	<p style="text-align: center;">船 員 保 険 検 査 証</p> <p style="text-align: center;">〔 法第五十九条・第六十一条・第六十二条・第六十三条関係 〕</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 20px auto;">写 真</div> <p>官職又は職名 氏 名</p> <p style="text-align: right;">( 年 月 日生)</p>
---	--

(裏 面)

第 号

令和 年 月 日交付

厚生労働大臣、  
地方厚生局長又  
は地方厚生支局  
長印

船員保険法(抄)

(健康保険法の準用)

第五十九条 健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項から第六項まで、第七十八条及び第八十二条第一項の規定は、この法律による療養の給付について準用する。

(入院時食事療養費)

第六十一条 (第一項から第六項まで省略)

7 健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項から第六項まで及び第七十八条の規定並びに第五十三条第五項、第五十四条、第五十八条第三項及び前条第一項の規定は、第五十三条第六項各号に掲げる病院又は診療所から受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。

(入院時生活療養費)

第六十二条 (第一項から第三項まで省略)

4 健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項から第六項まで及び第七十八条の規定並びに第五十三条第五項、第五十四条、第五十八条第三項、第六十条第一項及び前条第四項から第六項までの規定は、第五十三条第六項各号に掲げる病院又は診療所から受けた生活療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。

(保険外併用療養費)

第六十三条 (第一項から第三項まで省略)

4 健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項から第六項まで及び第七十八条の規定並びに第五十三条第五項、第五十四条、第五十八条第三項、第六十条第一項及び第六十一条第四項から第六項までの規定は、保険医療機関等から受けた評価療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。

(第五項省略)

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。